

山梨県立大学「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」の実施に関する規程

(令和2年12月1日制定 大学9002号)

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県立大学（以下「本学」という。）における「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業（以下「教育プログラム事業」という。）」の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「教育プログラム事業」とは、文部科学省所管の大学教育再生戦略推進費に基づき、補助金の交付を受けて令和2年度から実施する事業をいう。

(事業の実施)

第3条 本学に、教育プログラム事業を実施するため、地方創生機構を置く。

2 地方創生機構は、地域人材養成センター、地域研究交流センター、キャリアサポートセンター及び国際教育研究センターを統括し、相互の密接な事業連携を推進しつつ、教育プログラム事業を実施するものとする。

(地方創生機構の業務)

第4条 地方創生機構は、次の業務を行う。

- (1) 地域、連携機関、学内との各連絡調整会議の運営に関すること
- (2) 事業評価委員会の運営に関すること

(地方創生機構の組織)

第5条 地方創生機構は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 地域人材養成センターのセンター長、副センター長、教育プログラム長
- (4) 地域研究交流センター長
- (5) キャリアサポートセンター長
- (6) 国際教育研究センター長
- (7) その他機構長が指名する者

2 前項第1号の機構長は学長とし、地方創生機構を統括する。

3 第1項第2号の副機構長は担当する理事をもって充て、機構長を補佐する。

(連絡調整会議等)

第6条 教育プログラム事業に係る協働機関等との連携強化を図るため、地方創生機構に次の会議等を置く。

- (1) 地方創生人材教育協議会
- (2) 学内統括連絡調整会議

2 前項の会議等の所掌事項及び構成員は別表のとおりとする。

3 その他関連する学内実施体制に係る会議等の運営に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

(事業評価委員会)

第7条 教育プログラム事業の進捗及び成果を評価するため、外部委員会として事業評価委員会を

置く。

2 前項の委員会の所掌事項及び構成員は別表のとおりとする。

3 その他委員会の運営に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

(事務)

第8条 地方創生機構に関する事務は、山梨県立大学社会連携課等関係課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、地方創生機構に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第6条、第7条、第8条関係）

会議及び委員会	所掌事項	構成員
地方創生人材教育協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業計画等の提案や承認に関する事 ・その他事業の連絡調整に関する事 	<p>議長 機構長 委員 協働機関代表 副機構長 地域人材養成センターのセンター長、 副センター長、教育プログラム長 学部長 地域研究交流センター長、キャリアサ ポートセンター長、国際教育研究セン ター長、教育委員長 事務局長、関係事務局</p>
学内統括連絡調整会議	<ul style="list-style-type: none"> ・教育プログラム事業等に関する学内の連絡調整に關 すること 	<p>議長 機構長 委員 副機構長 地域人材養成センターのセンター長、 副センター長、教育プログラム長 地域研究交流センター長、キャリアサ ポートセンター長、国際教育研究セン ター長 事務局長、関係事務局</p>

（外部委員会）

事業評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・進捗状況の評価に関する事 ・成果の評価に関する事 ・その他必要な評価に関する事 	<p>委員長 評価委員の互選により選出 委員 機構長が選出する有識者及び関係機 関の担当者</p>
---------	--	---